

東海地震対策の課題と主要な施策等

東海地震対策専門調査会における最終報告書や今後策定予定の東海地震に係る地震防災対策大綱（仮称）に盛り込むべき施策等を掲載したもの

目 次

第1章 東海地震対策の見直しの背景及び課題

- 1．新たな想定震源域に伴う強化地域の変更等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2．社会経済情勢の変化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3．**地域住民の認識、意識について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4．警戒宣言時等の効果的な防災対策の再点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5．東南海地震対策なども考慮した総合的で効果的な対策・・・・・・・・・・ 2

第2章 東海地震対策見直しの目標と基本方針

- 1．**東海地震対策を進めるための目標の設定**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2．東海地震対策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 実践的・効果的な防災体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 予知体制、予知情報の内容の社会への明確化と
それを踏まえた適切な防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 地域の総合的な災害対応能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 建物の耐震化など予防対策の緊急実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (5) 広域的防災体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (6) 強化地域内外を含めた対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 緊急に講ずべき措置

．総合的な災害対応能力の向上にむけた取り組み

- 1．建物耐震化等予防対策の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 建物耐震化の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 耐震性を踏まえた警戒宣言時の適切な避難体制の確立・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 被害想定を踏まえた耐震点検の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 避難地・避難路の整備等地震防災対策の重点的实施・・・・・・・・・・ 5

2 . 津波防災体制の確立	5
(1) 防潮堤の整備等の早期実施	5
(2) 避難対策の早期実施	5
(3) その他の津波防災対策	6
3 . 地域等における災害対応能力の向上	6
(1) 国民に対する情報提供と啓発	6
(2) 地域の防災力の向上に向けた緊急対策	7
(3) 企業の災害対応能力の向上	7
(4) その他	8

・警戒宣言等の的確な対応

1 . 観測情報等の情報に基づく対応	8
(1) 観測情報等の情報の確度と取るべき対応についての 基本的考え方	8
(2) 観測情報等の適切な広報について	8
(3) 社会的混乱の防止等のための対策	8
(4) 地震防災応急対策を円滑に行うための準備行動	8
2 . 警戒宣言時の地震防災応急対策の円滑な実施	8
(1) 警戒宣言時における各分野別の対応の基本的方針	8
(2) 警戒宣言時の広報活動等情報提供のあり方	11
(3) 強化地域外での対応について	11

・発災後の効果的な応急対策等

1 . 発災時の広域対策の効果的な実施	11
-------------------------------	----

(1) 広域的防災力の向上	12
(2) 情報・広報活動	13
(3) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	14
(4) 救助・救急・医療活動及び消火活動	14
(5) 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給等に関する活動	15
(6) 応急収容活動、帰宅困難者対策	15
(7) ライフライン施設の応急対策活動	16
(8) 保健衛生、防疫に関する活動	17
(9) 瓦礫処理に関する活動	17
(10) 二次災害の防止活動	17
(11) ボランティア及び海外からの支援の受入れ	17
2 . 経済への影響を最小に押さえるための計画的な復旧・復興	17
(1) 早期復旧・復興のための基本的方針	17
(2) 企業のライフラインの早期確保のための対策	18

第 4 章 東海地震に係る被害と対策の社会経済的評価

1 . 東海地震に係る被害想定（人的被害、物的被害）	18
2 . 東海地震に係る被害の経済的影響	18
3 . 東海地震対策の効果について	18

第1章 東海地震対策の見直しの背景及び課題

1. 新たな想定震源域に伴う強化地域の変更等

広域に大きな被害が予想され、災害によるリスクに対し国家的戦略が必要。

名古屋市が新たに強化地域に指定されたことで帰宅困難者問題等の大都市問題が顕在化。

津波による被害が極めて広域にわたることが判明。津波対策も含め、地震防災対策の見直しをソフト・ハード両面から行うことが必要に。

2. 社会経済情勢の変化等

旧来の地縁によるコミュニティの衰退とボランティア等新たなヒューマンネットワークの広がり。

国民のライフスタイルが多様化、社会活動の24時間化。

厳しい財政状況の中、限られた投資（対応無し）による効果的な防災対策の必要性。

少子高齢化社会の進展等による災害時要援護者（対応無し）の増加。

3. 地域住民の認識、意識について

東海地震や警戒宣言に対する正しい知識の不足。

東海地震の危険についての認識は高いが、住宅の耐震化等の対策に結びつかない。

自宅や公共施設等日頃利用する施設の耐震性についての情報がない中で、警戒宣言を迎えなくてはならない状況。

4. 警戒宣言時等の効果的な防災対策の再点検

社会経済状況の変化を踏まえ、従来の避難・警戒体制の検証・点検の必要性。

観測情報や判定会招集連絡報等の情報体系が新たに加わり、その防災対策上の位置づけを明確にする必要性。

情報の受け手側である国民の混乱防止及び適切な避難行動等のための情報提供方法及び警戒宣言等に関する正確な知識の普及。

5. 東南海地震対策なども考慮した総合的で効果的な対策

ソフト対策は緊急に実施、ハード対策については、東南海地震等他の地震対策も考慮し、計画的かつ効果的に実施
強化地域外も含め全国的な視点から総合的に地震対策を推進

第2章 東海地震対策見直しの目標と基本方針

1. 東海地震対策を進めるための目標の設定

東海地震が突発で発生した場合の人的被害を 削減【5年間の目標】

建物の耐震化、津波対策の推進

発災時の広域防災体制の構築

自助・共助型社会の確立 等により達成

予知情報ありの場合の人的被害を限りなく0に近づける【緊急の目標】

自宅、公共施設、不特定多数が利用する施設の耐震性の把握

観測情報、警戒宣言等の的確な伝達と住民が適切な判断が行える

ような情報提供 等により達成

2. 東海地震対策の基本方針

(1) 実践的・効果的な防災体制の構築

東海地震を迎えうつため、警戒宣言時の対応中心の対策から、予防対策から応急対策等も含めた包括的・総合的な対策をとりまとめ、より実践的・実効的なものに。

特に、発災後の応急対策については、あらかじめ救助活動、医療搬送や物資輸送等に関する広域のオペレーションについて対応計画を策定。

実践的訓練の継続実施による対応計画の検証と対応能力の向上

警戒宣言時等の対応は、現在の社会経済情勢により適合した形でより実践的・効果的なものとする。

(2) 予知体制、予知情報の内容の社会への明確化とそれを踏まえた適切な防災対策

現在の予知体制・予知情報等の内容について、必ずしも国民に対して明確に理解できるものとなっているとは言い難く、地域住民の円滑な避難・警戒のためにも予知情報、警戒体制等の内容を徹底して理解してもらう。

警戒宣言前に出される観測情報等の各種情報の質、レベル等に基づいて防災関係機関が行う防災対応についても的確なものとする。

(3) 地域の総合的な災害対応能力の向上

積極的な意識啓発等による個人、家庭における防災対応能力の向上。

自主防災組織の再活性化及びボランティア等の活性化を支援し、災害に強い地域づくりを推進。

防災対策における企業の位置づけを重視し、企業の防災対策の推進を支援。

(4) 建物の耐震化など予防対策の緊急実施

ソフト対策等すぐに着手可能な施策については緊急に実施し、施設整備等ハード対策についても計画を定めて効果的かつできる限り早期に実施。

建物の耐震性の確保については、様々な対策を総合的かつ効果的に実施することにより、その推進を図る。また、建物の耐震性に関する情報公開が普通のこととして実施される社会づくりを目指す。

津波対策については、防潮堤の整備等ハード対策と避難対策、意識啓発等ソフト対策を組み合わせた効果的な対策を実施。

限られた予算の中で、被害軽減効果の高い事業等に対する重点的な対策を行う。

(5) 広域的防災体制の確立

緊急時に的確に広域防災対策を行うための事前ルール、施設等リスト、手順等を整理するとともに、具体のオペレーションの内容も含めた計画を策定。

(6) 強化地域内外を含めた対策の実施

強化地域外でもある程度の被害が予想されることから、強化地域外も含めた全体の対策をとりまとめる。

特に強化地域外においては、**交通渋滞**や警戒宣言時のパニック防止、発災後の迅速な支援等に必要な行動計画を定める。

本調査会においては、以上の基本的な方針のもとに、以下に具体的な施策に関する報告を行うものである。

第 3 章 緊急に講ずべき措置

・総合的な災害対応能力の向上にむけた取り組み

1 . 建物耐震化等予防対策の早期実施

(1) 建物耐震化の早期実施

個人住宅の耐震診断、耐震改修は最重要課題であり、ハザードマップの作成や住民への徹底的な意識啓発、**安価ではあるが効果的**な耐震補強策の普及等費用負担軽減策など総合的な対策を緊急に実施する。

学校、病院等不特定多数が利用する施設や災害時の拠点となる施設等の耐震診断、耐震改修についても、個別施設の耐震性（安全性）について住民に周知するとともに、例えば文部科学省の「**学校施設の耐震化推進計画策定支援事業**」のような形で計画的かつ緊急に耐震化を図る。

(2) 耐震性を踏まえた警戒宣言時の適切な避難体制の確立

耐震性を情報公開する社会づくりを進めるため、耐震性を有する施設について、マル適マークを貼るなど、耐震性の分かり易い明示方法等について早急に検討を行う。また、耐震性を踏まえ、住民が各々警戒宣言時にどう行動すべきかについて徹底的な意識啓発を行う。

商店や医療機関など生活に密着した民間事業所等については、警戒宣言時、十分な耐震性を有し、安全性の確保される場合のみ業務継続を可能することとする。また、営業継続予定の事業所等についてはあらかじめ地域防災計画等において明示し、住民に周知することで無用の混乱を抑える。

(3) 被害想定を踏まえた耐震点検の早期実施

道路や鉄道等主要な施設の点検、耐震対策については、計画的に実施する。

(4) 避難地・避難路の整備等地震防災対策の重点的实施

強化地域における地震防災対策事業について、施設内容毎に明確に目標数値の設定や被害想定を踏まえた重点的投資等を実施する。特に木造密集市街地については、東海地震の切迫性にかんがみ、早急に改善するよう支援するとともに、急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

2 . 津波防災体制の確立

(1) 防潮堤の整備等の早期実施

堤防等海岸保全施設の早期整備のため、今回の津波想定を踏まえ、津波危険地区について計画的な施設整備を実施するとともに、既存の施設についても計画的に耐震点検を実施し、必要があれば改善する。また、水門については開閉点検を定期的実施する。

(2) 避難対策の早期実施

津波避難地、避難路の計画的整備が急務であるが、津波避難地の早期確保が困難な場合にも、津波避難ビルの指定等により避難場所を確保する。また、ブロック塀や建物の倒壊が避難をさまたげる恐れもあるため、**幅員の広い緊急避難路等**安全な避難路の確保対策を実施する。

津波警報等の住民への伝達にあたっては、**多様な伝達手段によることが重要であり**、特に同報無線の使用が有効であるが、その整備が遅れている地域が多いことから、国・地方公共団体は同報無線の緊急整備及びそのデジタル化の早期実施を支援する。また、的確な避難と意識啓発のため、津波ハザードマップ整備や、安全な避難ルートと避難場所を示した表示板の設置、津波からの避難訓練の定期的実施など、ソフト面の対策を強力に実施する。

つり客、海水浴客等観光客のための避難対策については、海水浴場等における避難場所の明示、同報無線の整備等を進めるとともに、地方公共団体及び事業者等が日頃から合同で訓練を行うことにより実効性を担保する。

(3) その他の津波防災対策

津波被害を防ぐには、正しい知識と適切な避難が第一であり、視覚的に津波の怖さとスピードが経験できるような映像資料を意識啓発ツールとして作成する。

津波発生時に避難が困難となる地区における**緊急の救助・救急活動等対策**のためヘリポート整備等を行う。さらに、津波発生時の漁船の陸上への打ち上げや大型船の座礁等の防止**及び港内施設等の火災防止策**について検討する。

強化地域外でも高い津波が来襲する地域についても避難計画等を策定する。

3 . 地域等における災害対応能力の向上

(1) 国民に対する情報提供と啓発

過去十分に正しい知識が普及していないことを反省し、食料・水等の備蓄や、家族での避難場所の確認を当然のこととして行われるよう知識の普及を図る。

啓発は、耐震化等の事前の備え、警戒宣言時等の適切な行動に結びつくことが必要であり、東海地震への関心が高まっている機をとらえ、リレーシンポジウム開催や簡易な住民向けパンフレット作成などこれまでとは異なった多種の啓発方策により行う。

(2) 地域の防災力の向上に向けた緊急対策

自主防災組織や学校単位、企業単位等地域の実情にあわせ、救助資機材等の配備と地域住民自らが救命・救助活動等ができる能力をつけるよう、訓練等の実践的訓練を実施するとともに、図上演習（DIG）等を取り入れる。

効果的なボランティアの参加が促進されるよう、市民、企業、行政、ボランティア活動家らが意見交換する場を設置するとともに、ボランティア・コーディネーター等の人材の養成に努める。「災害ボランティア」という側面からだけではなく、平時からボランティア活動の機運を盛り上げていく。

(3) 企業の災害対応能力の向上

各企業は被災時の影響軽減化に向け、企業施設や社宅等の耐震化を推進するとともに、ライフラインや諸機能の分散化及び多重化等を図り、被害の最小限化、被災時の早期復旧に努める。

企業自らが社員を帰宅困難者としないうための対策をたてる。警戒宣言時の対応についても、例えば、観測情報等の段階から自転車通勤や自動車の相乗りによる帰宅等を進めることにより、交通渋滞を緩和するための努力をする。

企業内に備蓄食糧を保管するなど、地域社会への負担を軽減するよう計画する。

被災時における企業の防災活動が円滑に実施できるよう、日頃から

行政、住民と企業が協力してイベントや訓練等を行うなど、地域社会が一体となって防災協働社会を実現する。

(4) その他

地方公共団体における防災担当職員の人材育成を積極的に行う。
平素からトリアージをできる医師を増やすよう訓練を行う。

・警戒宣言等の的確な対応

1. 観測情報等の情報に基づく対応 (P)

- (1) 観測情報等の情報の確度と取るべき対応についての基本的考え方
- (2) 観測情報等の適切な広報について
- (3) 社会的混乱の防止等のための対策
- (4) 地震防災応急対策を円滑に行うための準備行動

2. 警戒宣言時の地震防災応急対策の円滑な実施

警戒宣言時に円滑な避難・警戒体制を構築し、被害を最小限にとどめるためにも、従来から地震防災基本計画等で定める警戒宣言時における各分野別の対応方針についても見直し、現在の社会経済情勢等にあった体制とする。

地震防災応急対策は人命の安全の確保を第一義として優先し、次いで社会、経済的影響が大きい事項から順次実施するために、明確に順序を定めておく。なお、実施に当たっては、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の影響についても配慮する。

(1) 警戒宣言時における各分野別の対応の基本的方針(変更点等)

避難対策

住宅等建築物の耐震性の有無により、適切な避難方法(耐震性のある家に住む住民は自宅内待機、耐震性のない家に住む住民は避難生活に必要な物資及び食料を準備し、**近隣の空地やあらかじめ指定された避難地等**へ移動)をとることを再度確認する(津波等

による避難対象地区は全住民が避難対象)。

避難への車の使用については、半島部等比較的人口が少なく、交通渋滞の生じにくい地域においては、自主防災組織等地域内で相談し、警戒宣言時に利用する車の台数を絞って、それらの車に地域の避難困難者を相乗りして避難する。

交通（鉄道、バス・タクシー、船舶）（P）

交通（道路）

観測情報等の段階において、警戒宣言時の交通規制についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請する。

名古屋市等かなりの渋滞が予想される地域は、事前から適切な交通情報提供と今後の車の使用自粛を伝える。

警戒宣言時、災害発生後の食料等生活必需品等を販売する小規模小売店の営業確保方策として、小規模小売店の車両を確保し、地震防災応急対策の実施状況等を勘案しながら段階的に輸送を行う。

帰宅困難者

帰宅困難者を極力減らすため、観測情報等警戒宣言前から適切に情報提供を行う。特にパニック防止のため、安心情報も含め住民にとって必要な情報を分かり易く伝達する。

警戒宣言までは可能な限り公共交通機関を動かすとともに、企業においても自転車通勤や自動車の相乗りを勧める。

コンビニ、ガソリンスタンド、郵便局等の協力を得て、徒歩帰宅者向けの情報の提供及び帰宅支援を実施する。

遠距離通学の児童・生徒については、警戒宣言前からの避難開始も可能とする。

ライフライン

防災関係機関等の重要回線を確保するため移動電源車等を確保するとともに災害伝言ダイヤル 171 を開設（混乱状況によっては観測情報の段階から）する。

生活必需品の確保

避難生活の維持のため、警戒宣言時においても、小売店舗等について安全性を確保できると判断した場合にはサービスを継続する。

警戒宣言直後は備蓄物資があると想定されるが、長引いた場合は、物資搬送を実施する必要があるため、輸送の方法、ルート等をあらかじめ計画する。

医療

耐震性を有する病院は警戒宣言時も診療継続するとともに、耐震性の劣る病棟からの患者の搬送及び家族等による引き取りを実施する。

地震発生に備え、救護所の設置準備、連絡手段の確保等の準備体制を整えるとともに、必要に応じ、トリアージの体制、拠点病院間や拠点病院と地方公共団体、関係機関等の通信確保の確認等を行う。

強化地域内での搬送拠点を設置するとともに、強化地域外の支援にあたる医療機関、医療の支援拠点の体制について相互の連携を図る。

生活関連サービス

金融機関はC D及びA T Mの利用を継続するが、それ以外の営業は中止する。

地方公共団体の窓口はあらかじめ定めた必要最小限の業務を実施するとともに、庁舎内住民の避難誘導を実施する。

(2) 警戒宣言時の広報活動等情報提供のあり方

防災関係機関は、住民等に対し、警戒宣言の内容をはじめとする東海地震に関する情報、安否情報、公共施設等の状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制情報等国民のニーズに応じた情報をきめ細やかに提供する。

提供にあたっては、**同報無線で一斉通報するとともに**、携帯電話のメール機能を用いた一斉送信や、駅前ビジョンの利用等提供方法を**多様化**し、住民に**確実に**伝えることを目指す。

マスコミとも連携し、東海地震に関する放送の時間帯を設定する等する。

(3) 強化地域外での対応について

強化地域外では過剰な警戒により社会が混乱するおそれもあることから、強化地域外の住民等が適切に行動できるよう、安心情報も含めた適切な情報提供等を行う。

また、津波に関しては、強化地域外でも大きな津波が来襲する地域があるため、これら地域では、警戒宣言時に被災時要援護者を中心に避難を行う。

さらに、地震災害が極めて甚大かつ広域にわたり、また、日本経済にも大きな影響を与えることから、全国的な地震防災対策が必要であり、これらについて大綱等全体計画に具体的に定めをおき、効果的な地震防災応急対策を実施するとともに、強化地域外の地域が強化地域内の機能を補完し、日本経済全体に与える影響を軽減する。

．発災後の効果的な応急対策等

1 ．発災時の広域対策の効果的な実施

被害想定によると、**警戒宣言が発せられずに**東海地震が発生すると最大約 万人の要救出者や約 万人もの重傷者が発生することが想定され

る。これらは、阪神・淡路大震災の規模以上であり、全国から救助活動、医療活動について応援する体制を予め構築しておく必要がある。また、物資についても、食料（食）や水（数千キロリットル）、仮設トイレ（数千台）等大きな不足が予想される物資があることから、地域外でこれらの物資を調達し強化地域内へ搬送する必要がある。

これらの広域の応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、資源の確保や輸送手段、輸送ルート等を定めるとともに、広域にわたる被災地へどのように資源配分するか、どの活動を優先させるか等の基本的な方針について、国・地方公共団体・指定公共機関等による議論を十分行い、活動要領等の計画として定めておく必要がある。

広域防災体制の対象となる活動分野及び予め定めておくべき事項は以下のとおり。

広域防災体制の対象となる活動分野

情報の共有化、緊急輸送ルートの確保（道路啓開、交通管制、道路橋梁の復旧等含む）、緊急輸送活動、救助・救急活動、医療活動（被災地内、被災地外への搬送）消火活動、物資調達等、帰宅困難者、仮設住宅設置等、保健衛生、防疫、遺体処理等

上記各活動分野において、予め定めておくべき事項

想定される活動の内容と量（物資、人員、機材の量など）
活動に必要な資源のリストアップ（病院、活動拠点等）
活動の手続き（県からの要請手続きなど）
活動手段（搬送手段、安全なルート等）
活動の調整方法（各県からの要請に対する資源配分等）

（１）広域的防災力の向上

・広域的な防災拠点の整備とネットワーク化

強化地域内では、地域レベルの拠点から広域的な活動の拠点まで多様な防災活動拠点（医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物

資搬送の拠点)を整備及び既存施設を指定し体系化し、個々の役割を明確にしつつ、ネットワーク化を図る。

広域的な防災活動の拠点として、強化地域周辺部にも複数の大規模な医療、物資の活動拠点をあらかじめ指定する。

- ・ 現地災害対策本部の配置と活動内容、活動の調整方針

現地災害対策本部(以下、現地本部という。)の設置にあたっては、被害状況に応じ複数県に設置することも視野に入れ、その機能、設備等をあらかじめ計画しておく。現地本部を複数設置する場合には、相互の連絡方法や個々の活動内容の調整方法についても検討し、方針をあらかじめ策定する。

(2) 情報・広報活動

- ・ 被害情報の早期把握のための仕組み

被害情報の収集にあたっては、関係機関の航空機や衛星等の早期に大量投入して、建物倒壊や火災、交通渋滞等や被害の全体像を把握する。

EES(地震被害推計システム)等を活用し、発災後速やかに大まかな被害像を関係者で共有する。

- ・ 防災関係機関における情報の共有化のための仕組み

関係都県からの要請等の情報については、様式や情報の流れをあらかじめ定めるとともに、政府本部に情報処理専門チームを置くなどの体制強化を図り、これらの情報の整理と関係機関での共有化を図る。このとき関係都県が、隣県の状況が把握できるよう、国から情報をフィードバックする仕組みを構築する。

刻々と変わる状況の中で各種応急活動を検討するためには、被害情報や活動状況はできるだけ地図情報化し、情報を速やかに更新して共有する。

広域応援の中心となる被災地域外からの応援主体に対し、目的地や交通経路等必要な情報を的確に提供できる体制を構築する。

- ・ 国民、地域住民に対する広報活動

被害情報や政府の活動状況、各種規制情報等の情報については、できるだけ速やかに広報を行う。専門のHPを開設したり、報道機関と十分連携をとりつつ、国民、地域住民にわかりやすい広報を心がける。

(3) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

・緊急輸送のための交通確保

(陸路)

緊急輸送を確保するための道路については、発災直後から必要となる広域的な緊急輸送活動の中心となる道路について通行の可否や交通状況を早急に確認した上で、緊急輸送を確保する。

被災地外から広域防災拠点への陸路、基幹ルートから主たる被災地域へのルートを優先的に確保する。

(空路、海路)

救助活動や医療活動に使用するヘリポート等の確保を速やかに行い、航空機や船舶の確保や燃料の確保についても速やかに調整を行う。

ヘリコプター等航空機による活動を的確かつ安全に実施するため、飛行ルートや高度をあらかじめ決めておくなど航空機の安全確保対策について、あらかじめ計画を策定する。

・緊急輸送活動にあたっての基本方針

緊急輸送にあたっては、人命に関わる救助救急、医療活動（救助要員の被災地への派遣、救護班の被災地への派遣、患者の被災地外への派遣）を最優先とし、被害情報や要請がない段階から、準備の実施や被害予測に基づく輸送活動を実施する。

(4) 救助・救急・医療活動及び消火活動

被災都県からの要請がない段階でも被害情報等を判断して、救助部隊、救護班等の派遣等を行う。

救助部隊については、警戒宣言の前から派遣準備を行い、場合によっては強化地域周辺の拠点で待機するなど、いざというときにすぐ派遣できる体制を整えておく。

救護班の派遣や被災地外の後方医療機関の確保については、E M I S（広域災害救急医療情報システム）等を活用して警戒宣言時から速やかに応援派遣可能量や患者受け入れ可能量を把握し、被災地内へ派遣する救護班については、要請がない場合でも、順次派遣することとする。

（５）食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給等に関する活動

・被災地外での物資調達の早期実施のための対応方針

東海地震に係る被害想定等をもとに、あらかじめ、発災時に不足が予想される物資をリストアップし、発災時には、不足予想量をもとに被災地外での物資調達を実施し、緊急度の高いものから被災地に近い拠点等へ搬送する。

特に緊急度が高いものや物資調達に時間がかかるものは、警戒宣言前から調達を始め、あらかじめ強化地域周辺の拠点へ輸送する。

・被災地における小売店舗等向けの物資等の安定供給対策

被災地内における物資の安定供給のため、関係都県はあらかじめスーパー、コンビニ等と被災直後から営業実施が可能となるよう協定を結ぶ等事前から準備を行う。

また、緊急交通路の情報や緊急通行車両以外も通行可能な道路の情報、道路の混雑情報について、情報提供を行うとともに、生活必需品の輸送車両等については、救急・救助、医療、消火活動の車両に影響を与えないと認められる期間経過後から段階的に通行できるようあらかじめ関係機関で計画を立てておく。

（６）応急収容活動、帰宅困難者対策

・応急収容活動

避難所の開設時には、各避難所と地方公共団体の本部との間の連絡体制の確立や各避難所における避難者のリスト作成等を早急に行う。

避難生活が長期にわたることが予想されることから、地方公共団体は、周辺地方公共団体や国等の協力を得つつ、広域的に避難者の受け入れ場所のリストアップや応急仮設住宅の建設用地のリストアップを行う。

- ・被災者向け総合窓口の設置

被災者の各種申請等に係る諸手続を簡素化するとともに、被災地に総合的な相談受付窓口を設置しワンストップサービスを行う。

- ・帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、一時避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。この際、報道機関と連携して定期的な情報提供に努めるとともに、駅前の電光掲示板等様々な手段で情報提供を行う。

帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、食料や水、休憩場所の提供サービスを行う徒歩帰宅支援ステーションについて、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等関係機関の協力を得つつネットワーク化を図る。

(7) ライフライン施設の応急対策活動

ライフライン施設の復旧にあたっては、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備、必要な作業スペースの確保等に努めるとともに、他のライフライン事業者や道路管理者等の連携や地図情報システムの活用等により迅速な復旧活動を行う。

ライフラインの復旧状況等の情報については、地域住民にとって特に重要な情報であることから、迅速かつきめ細かな情報提供に努める。

(8) 保健衛生、防疫に関する活動

東海地震においては、揺れや津波等により広い範囲で建物被害・人的被害が発生することから、これらの地域における保健衛生の確保、防疫等の活動も広域的に実施する。

(9) 瓦礫処理に関する活動

公共施設等の損壊により発生する瓦礫や、道路上に崩れた周辺建築物等の瓦礫の処理については、迅速な施設の応急復旧を図る上で、また、緊急輸送活動等の実施においても極めて重要な課題であり、瓦礫の処理に当たっては、処分場の確保や輸送路の確保が大きな問題であり、特に処分場については、あらかじめ国、関係地方公共団体等において検討を進め、円滑な実施が図られるよう措置する。

(10) 二次災害の防災活動

余震により、災害応急対策の実施中にも、強振動や津波の発生による被害が生じる恐れがあることから、この発生を防止するよう努める。

(11) ボランティア及び海外からの支援の受入

ボランティアの受付や各種活動の調整を行う広域ボランティアセンターを速やかに設置するとともに、国や地方公共団体の対策本部は、被災地ニーズの的確な提供等ボランティアセンターとの連携を図る。

海外からの支援受入れの可能性のある分野については、国において受入れ体制を整備し、実際に支援の申し入れがあった場合に、迅速かつ円滑な対応がなされるよう措置する。

2 . 経済への影響を最小に押さえるための計画的な復旧・復興

(1) 早期復旧・復興のための基本的方針

東海地震からの早期の復旧・復興に当たっては、関係する機関が広

域かつ多岐にわたることから、国の各機関、関係地方公共団体があらかじめ認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。また、防災に強いまちづくりに当たり、あるいは、復旧・復興対策のための体制整備等に当たっては、行政、地域住民、専門家（研究者、技術者、コンサルタント）、NPO、自主防災組織等とあらかじめ積極的に連携を図ることが必要である。

（２）企業のライフラインの早期確保のための対策

上・下水道、工業用水道、電気、ガス及び通信施設のライフライン施設の機能の確保は、他の復旧・復興活動に与える影響が大きいことに加えて、人心の安定や経済活動の復旧等にとっても極めて重要である。

国は、このような経済活動の復旧にとってのライフライン施設の重要性にかんがみ、特に企業のライフライン機能の早期確保のための方策についての検討を行う必要がある。

広域交通・物流に甚大な影響を及ぼすようなインフラ被害については、最優先の復旧対象として定め、総力を挙げて復旧を図る必要がある。

第４章 東海地震に係る被害と対策の社会経済的評価

- 1．東海地震に係る被害想定（人的被害、物的被害）（略）
- 2．東海地震に係る被害の経済的影響（略）
- 3．東海地震対策の効果について（略）